The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 西夏の用語集に現れる華南産の果物 : 12 世紀後半における西夏貿易史の解明の手がかりとして |
| Author(s) | 佐藤, 貴保 |
| Citation | 内陸アジア言語の研究. 2006, 21, p. 93-127 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/15091 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 西夏の用語集に現れる華南産の果物
## ——12世紀後半における西夏貿易史の解明の手がかりとして——

佐藤貴保

### はじめに

11世紀前半から13世紀前半にかけて，今日の中国寧夏・甘粛地方を中心とする地域に建てられた西夏国が，ユーラシア大陸の東西を結ぶ交通路(いわゆるシルクロード)の幹線を支配して，諸外国と盛んに交易活動を行なっていたことは既によく知られている．西夏の東の隣国であった宋・遼・金朝などの文献には，西夏が自国産の薬草や畜類・畜産品のほか，西域からの香薬・宝石類などを輸出し，北宋や金朝からは絹織物や茶などを輸入していたことが記されている．

また，内モンゴルのカラホト(黒城)遺跡からは，漢文で書かれた中国の典籍及びその西夏語訳，西夏語・漢語の仏典などが多数発見されている．こうした文物の存在自体が，西夏が周辺諸地域の文化を精力的に吸収していたことを雄弁に物語っている．

カラホト出土文献には上に挙げた以外にも，西夏語や漢語の単語を羅列した用語集が数種知られており，中には『番漢合時掌中珠』(以下，『掌中珠』と略す)のような西夏語(番語)—漢語対訳のものも現存する．現在本書を所蔵しているロシア科学アカデミー東方学研究所サンクト＝ペテルブルク支部のカタログによると，半葉分の大きさは縦23 cm，横15.5 cmで胡蝶装とされている[(1)]．このうち三種の刊本の写真が『俄蔵黒水城文献』(以下，『俄蔵黒水城』と略す)第10

(1) 以上の情報は，『刊本写本目録』pp. 43-45による．

巻に掲載されている[2]．本書は37葉に約700語の単語を収録，ある西夏語単語の西夏文字表記を中央右側に，対応する漢語の漢字表記を中央左側に配置し，さらに西夏語の発音を右端に漢字で，漢語の発音を左端に西夏文字で，ちょうどルビをふるようにやや小さな字で記している**[PlateII]**．『掌中珠』は西夏文字の解読の手がかりとなる言語学的資料として早くから注目され，既に西田龍雄や李範文によって解題や校訂がなされている[3]．

その『掌中珠』には，乳香や安息香のような香薬類のほか，**[PlateII]**にあるように，「龍眼」「枸枝（荔枝）」「橘子（橘）」「甘樵（甘蔗）」といった，西夏から遠く離れた華南を中心とする地域で生育・産出する植物・果物の名前が収録されている．こうした物産が恐らく諸外国との貿易によって実際に西夏へもたらされたものであるとする指摘は，すでに中国の研究者によってなされている[4]．しかしながら，香薬類が古くから，ユーラシア大陸西方から東方へと運ばれた物産であったことは知られている一方，華南を中心とする地域の植物・果物が西夏のような中国北西方にまで運ばれたことを直接証明する史資料は存在しない．西夏貿易史を西夏の側から解明するには，宋・遼・金のような史書が西夏の場合には編纂されなかった以上，漢語・西夏語にかかわらず，あらゆる史資料を駆使して，復元を試みなければならない．

---

(2)　『俄蔵黒水城』10では，甲種本(pp. 1-19)，乙種本(pp. 20-36)，さらに丙種本(p. 37)の三種の刊本が掲載されている．甲種本は，第四葉で新たに十句を増補したと本文中に記されており，単語の配列順序も乙種本とはやや変更されているほか，乙種本の「天体上」という節タイトル名が甲種本では「天形上」となっている．それ以外の内容には，相違はみられない．甲種本と乙種本とでの葉数の増減はなく，乙種本を増補改訂したものが甲種本とみられる．丙種本は甲種本と同じ節タイトル名が付けられているが，字形や模様の描かれ方が異なっており，別の版本である．このほか銀川市の西夏時代に建立された仏塔の遺構と，敦煌莫高窟北区第184窟からも『掌中珠』の断片が発見されている．[「宏仏塔」p. 9; 史 2000, p. 6;『北区』3, pp. 230-231, pl. 136-1]を参照．

(3)　[西田 1964, pp. 179-223; 西田 1997, pp. 283-290; 李範文 1994, pp. 377-448]を参照．言語学的関心から用いている研究は，このほかにも多数ある．

(4)　[楊 2002; 杜 2002, pp. 52-65]を参照．ただし，楊は果物について言及していない．杜は『掌中珠』での記載を指摘するのみにとどまっている．

ただ，用語集を史料として扱うためには，それがいつごろどのような経緯で，誰を対象として編纂されたのかを吟味する必要があるだろう．従来の研究は編纂の目的や背景を検討せずに，無批判に使用しているのである．

また，用語集に掲載されている物産が実際に西夏にもたらされたという先行研究の推測が仮に正しいとしても，鮮度も重視されるはずの植物・果物の場合，どのような方法で華南から遠く西夏まで運ばれていたのか，西夏の人々がそうした物産をどのようなものであると認識し，どんな用途があると考えていたのか，という問題はいまだに説明されていない．こうした問題にまで踏み込んで考察することが，先行研究の推測が妥当であるかを検証するだけでなく，西夏国内における物流・消費に関わる実情にまで迫るためには必要な作業であると筆者は考える．

そこで本稿では，西夏で編纂された数種の用語集のうち，特に『掌中珠』に注目し，それがいかなる書物で，いつごろ，どのような人々を対象に編纂されたものであるのかを分析したうえで，本書に収録されている外来物産のうち，龍眼・荔枝・橘子・甘蔗の四点の植物ないしは果物に考察の対象を絞り，それらの物産がどのような状態で西夏において見ることができたのか，西夏国内ではどのように消費されていたのかを，他の西夏側の文献のほか，宋・金朝側の様々な文献を援用しつつ検討していく．そのうえで，『掌中珠』の存在が西夏の貿易史研究にどのような意義があるのかに言及したい．

## Ⅰ．『掌中珠』編纂の目的

『掌中珠』の冒頭には，撰者の骨勒茂才による序文が漢文と西夏文とにより同じ内容で記されており，成立年代や編纂の目的を幾ばくか窺うことができる．西夏文部分はすでに西田による邦訳がある[(5)]．ここでは漢文・西夏文双方をもとに，改めて以下に邦訳を掲げる．

(5)　［西田 1964, pp. 186-188］を参照．

およそ人の上に立つ者はみな，他者の利益のためにどうして自己を忘れることができようか．だから学ばなかったことはない．また自己の利益のために他者との関係を絶つことはない．だから教えなかったことはない．学ぶこととは，叡智によって己の身を立て，過去からの伝統を受け継ごうとすることであり，教えることとは，仁愛の心で他者に利益を与え，今の世を救おうとすることである．番（＝西夏）語と漢語とを両方知ることは，末節だけをみて論ずれば特異なことではあるが，根本をたどれば同じである．なぜならば，先代の聖人も後代の聖人も，行なった道は全く同じだからである．であるから，今の世の人々は番語と漢語を両方習得すべきである．番語を学ばなければ，どうして番語を話す人と意志疎通ができようか．漢語がわからなければ，どうして漢語を話す人の中に入って意志疎通ができようか．番語を話す人の中に智者がいても，漢語を話す人が敬わず，漢語を話す人の中に賢者がいても，番語を話す人が尊ばない．このようなことは，言葉が通じないがために起きるのである．このままにしていれば，冒頭で言ったことに反することになる．わたくし茂才はいくらか番語と漢語とを学んでいるのだから，どうして黙って何も言わずにいられようか．私は恥を顧みずに，三才の分類に従って番語と漢語を集めて，一つにまとめたのである．発音は一字ごとにはっきり分け，語句をはっきりさせた．発音を半切で示していないところは，教える者が正すことができよう．語句は俗なものではあるけれども，学ぶ人にはわかりやすい．本書を番漢合時掌中珠と呼ぶ．賢者哲人が本書を見て失笑しないことを願う．乾祐庚戌二十一年某月某日に骨勒茂才が謹んで序文を記す．(6)

---

(6) 原典の写真版は『俄蔵黒水城』10, pp. 1-2, 20 を参照．乙種本の漢文部分の原文は以下の通り：「凡君子者，為物豈可忘己，故未嘗不学．為己亦不絶物，故未嘗不教．学則以智成己，欲襲古迹，教則以仁利物，以救今時．兼番漢文字者，論末則殊，考本則同．何則先聖後聖，其揆未嘗不一故也．然則今時人者，番漢語言可以俱備．不学番言，則豈和番人之衆．不会漢語，則豈入漢人之数．番有智者，漢人不敬，漢有賢士，番人不崇．若此者由語言不通故也．如此則有逆前言．故愚，稍学番漢文字，↗

『掌中珠』における単語の分類・配列方法について，中国の古典に由来する天・地・人の「三才」によったとある．この分類方法は，後述する西夏時代の他の用語集にも共通している．実際，本書は「天体（形）上」「天相中」「天変下」「地体上」「地相中」「地用下」「人体上」「人相中」「人事下」の九つの節から成り立っている．本稿で考察の対象とする龍眼・荔枝・橘子・甘蔗は「地相中」の節に収録されている．

とはいえ，本書は中国で編纂された用語集の引き写しではない．例えば人事下の節には，

中書　枢密　経略司　正統司　統軍司　殿前司　御史　皇城司　宣徽　三司
内宿司　巡検司　工院　馬院　陳告司　磨堪司　審刑司　大恒暦院　農田司
群牧司　受納司　閤門司　監軍司　　[『俄蔵黒水城』10, pp. 32-33]

という単語の列挙がある．正統司と統軍司は不明であるが，そのほかはいずれも12世紀中ごろに制定されたとみられる法令集『天盛改旧新定禁令』[7]や，『宋史』夏国伝に登場する西夏の官司名である．[8]

---

↘ 曷敢黙而弗言．不避慚作，准三才集成番漢語．節略一本，言音分辨，語句昭然．言音未切，教者能整．語句雖俗，学人易会．号為合時掌中珠．賢哲覩斯，幸莫哂焉．時乾祐庚戌二十一年　月　日骨勒茂才謹序」．なお，「故愚」の部分は，甲種本では「故茂才」になっている．

(7)　『天盛』pp. 363-364を参照．なお『天盛改旧新定禁令』の西夏語原文では，馬院は馬院司，磨堪（＝勘）司は都磨堪（＝勘）司，大恒暦院は大恒暦司と表記されている．

(8)　『宋史』巻485・夏国伝上：「其官分文武班，曰中書，曰枢密，曰三司，曰御史臺，曰開封府，曰翊衛司，曰官計司，曰受納司，曰農田司，曰群牧司，曰飛龍院，曰磨勘司，曰文思院，曰蕃学，曰漢学」[中華書局標点本, p. 13993]．中書や枢密，三司といった名称の官司は北宋にも存在する．だが，正統司，統軍司，内宿司，大恒暦院なる官司は，管見の限り，北宋などの他国には見られない．また，中書や枢密，三司といった名称が西夏にも存在するからといって，それらの名称を持つ官司が宋のそれと全く同じ職掌を持っていたとは限らない．元々は西夏独特の行政機関であったものの，漢語で表記する際に，宋の官制になぞらえて命名される場合もあったであろう．この問題の解決には，西夏の官制研究の進展が待たれる．

『掌中珠』の序文で「今の世の人々は番語と漢語を両方習得すべきである」とあるのは，この国に西夏語あるいは漢語のいずれかしか理解できない人が多いことを暗に示している．西夏の皇帝及び支配者階級の多くはタングート人であったが，勢力の拡大と共に，西夏は多くの漢語を話す人々を抱え込む多民族国家に成長していった．実際に漢語で官文書や碑文を書く例は多数ある[(9)]．西夏ではタングート人が使用していたであろう西夏語と，漢人が主に話す漢語の両方が公用されていたのである．したがって，この西夏語 — 漢語対訳用語集は，西夏国内にいる人々を対象として刊行されたものと考えてよい．

では，本書は西夏国内のどのような人々を対象に編纂されたのか．人事下の節には，仏教関連の用語が数多く収録されている［『俄蔵黒水城』10, p. 19］．西夏で仏教が厚く信仰されていたことは周知の通りである．

そして同じく人事下の節には，西夏の官司名や職名を列挙した後，おおむね四字一組の形で以下のような語句が並ぶ．

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 局分大小 | 尽皆指揮 | 不許留連 | 莫要住滞 | 休做人情 | 莫違条法 |
| 案検判憑 | 依法行遣 | 不敢不聴 | 恤治民庶 | 人有高下 | 君子有礼 |
| 小人失道 | 失其道故 | 朝夕趨利 | 与人闘争 | 不敬尊長 | 悪言傷人 |
| 恃強凌弱 | 傷害他人 | 諸司告状 | 大人嗔怒 | 指揮局分 | 接状只関 |
| 都案判憑 | 司吏行遣 | 医人看験 | 蹤迹見有 | 知証分白 | 追干連人 |
| 不説実話 | 事務参差 | 枷在獄裏 | 出与頭子 | 令追知証 | 立便到来 |
| 子細取問 | 与告者同 | 不肯招承 | 凌持打拷 | 大人指揮 | 聴我之言 |
| 孝経中説 | 父母髪身 | 不敢毀傷也 | 如此打拷 | 心不思惟 | 可謂孝乎 |
| 彼人分析 | 我乃愚人 | 不暁世事 | 心下思惟 | 我聞此言 | 罪在我身 |

(9)　官文書が漢語で書かれる例としては，カラホト出土の西涼府の南辺榷場使を発信者とする文書群（［佐藤 2006］を参照），碑文では武威市西夏博物館に保管されている「重修護国寺感応塔碑」（漢語と西夏語の合璧），張掖市に残る「黒河建橋勅碑」（漢語とチベット語の合璧），西夏王陵群の墓誌などが知られている．

謀知清人　此後不為　伏罪入状　立便断止　如此清正　諸天祐助
富貴具足　[『俄蔵黒水城』10, pp. 33-35]

これをひとつながりの文章として訳せるとするならば，以下の通りになろう．

大小の役人はみな指示を出す．滞留することを許さず，滞ってはならず，情けをかけず，法を破ってはならない．文書は法に従って送り，耳を貸さないようなことをせず，民ぐさをあわれんで治める．人には身分の上下があり，人の上に立つ者は礼を備えているが，取るに足らない者は人としての道を見失い，その道を見失ったがために，始終利益ばかりを追い求め，人と争い，尊ぶべき者を敬わず，悪口を言って人を傷つけたり，強さを恃みにして弱い者いじめをしたりして，他人を傷つける．諸の官司が告訴すると，長官は怒って役人に指示して，文書を回し，都案は判断をして司吏を送り，医者は（傷を）調べ，痕跡が現にあって，事件の証人がはっきりいるならば，関係する人を呼び出す．本当のことを言わず，事実関係が食い違うならば，枷をつけて牢獄につなぎ，頭子（駅券）を出して，（役人に）証拠を調べさせ，すぐに（現場に）着いたら事件の詳細を，告訴した人と同様に取り調べる．自白をしなければ，拷問にかけ，長官は「蒙昧な小人よ，私の話を聞け．『孝経』では父母からもらった髪や身体を傷つけるようなことはしない（ことが孝行の道である）とある．このように拷問にかけられていることを，心にもかけていないのは，どうして親孝行といえようか」と言ったところ，拷問にかけられている人は自白して，「私は愚か者のため，世の中のことに疎く，心の中で考えてみるに，私はあなた様の話を聞いて，（あなた様の言うとおり）罪は私にあります．今後は清廉な人に謀りごとを設けるようなことは致しません」と言った．罪を認めたので，事情を記した書状を作成して，すぐに判決を下した．このように清く正しくしていれば，天が手助けをし，富貴に満ち足りるのである．

この文章を，西田龍雄は官吏物語というべきものであると説き［西田 1964, pp. 182-183］，李蔚は西夏に高度な裁判制度・官僚制度が整備されたことを示す史料であると評価する［李蔚 1989, pp. 128-130］．700 語程度しか収録されていない『掌中珠』にこれほどの長文が収められているのは，本書が西夏の官員あるいはそれを目指す者を主たる対象として編纂されていたのであろうか．

近年写真版の公開された『掌中珠』増補版の封面［『俄蔵黒水城』10, p. 1］には，「番漢合時掌中珠」という書名に続いて，小さく双行の漢字で，

茶 坊 角 面 西
□□□□□ （□は欠損を示す）

と記されている．二行目はほとんどわからないが，行頭の残画を史金波は「張」の残画と推測する．少なくとも右半分の「長」の字ははっきり読める．一行目は本書を発行した場所の名前らしい．史金波はこれを出版した印刷工房の名前とし，本書が民間で印刷されたいわゆる坊刻本である可能性を指摘している［史・雅森 2000, p. 37］．西夏には「刻字司」という官版の書物を出版する官庁が設置され，刻字司が刊行する書物には，「刻字司印」と記されることが普通である[10]．これに対し『掌中珠』には「刻字司印」という記述は見当たらない．撰者である骨勒茂才の名が序文に記されているが，肩書きは記されていない．撰者や訳者が官人であれば自身の官称号を姓名の直前に記すであろうが，撰者の素性をうかがわせる手がかりは見られない．

用語の取捨選択について序文は，「語句は俗なものではあるけれども，学ぶ人にはわかりやすい」と，通俗的な単語を選んで収録していることをわざわざ謳っ

(10) 「刻字司印」の記述がある書物の例については［史・雅森 2000, pp. 36-37］を参照．

ている．三才に分類する形式は中国風とはいえ，収録する用語は，本書の刊行当時に国内でよく使われていた身近な語彙が選ばれていたということになる．史金波が説くように，『掌中珠』は官版ではなく，国内向けに民間で印刷されたものと考えてよいだろう．

『掌中珠』序文の最後には「乾祐庚戌二十一年」と日付が書かれている．これは西暦 1190 年にあたる．[11]『掌中珠』が編纂される直前の西夏では，用語集のほか，字書・韻書や類書が多数出版されている．中国の『急就篇』と類似した形式をもつ西夏語の字書『同義一類』は，乾祐壬寅十三年 (1182) の刊本が断片的に残っている．西夏語の用語集 —— 通称『西夏文雑字』—— は乾祐丁未十八年 (1187) の，西夏語の類書『聖立義海』は乾祐戊申十九年 (1188) の再版本が発見されている．[12] さらに西夏文字を声母別に分類した韻書『同音』は，正徳六年 (1132) 刊本と，乾祐七年 (1176) 刊本が今日に伝わっている．西夏文字を韻母別に分類し，文字の構成要素や字義も解説した韻書兼字書『文海』は，その正確な成立年代はわからないが，1130 年前後の宋・斉（金朝の傀儡政権）の文書の紙背に印刷された状態で発見されている．『文海』や『聖立義海』には「刻字司印」の文言が記されており，官版である．

これらの書物が出版された 12 世紀中葉～末は，西夏皇帝崇宗李乾順・仁宗李仁孝の治世にあたる．『宋史』夏国伝の記述によると，両皇帝の時代には，孔子を文宣帝として祀ることや，大漢太学（漢語で教える官僚養成機関か）を重んじること，「内学」を立てて儒者に運営させるなど，儒教教育振興を狙った政策が積極的に推進されたという．こうした動きはタングート人のみならず，漢人を中心とした儒教思想を持つ者を官僚として積極的に登用するねらいがあったも

---

(11) 西田龍雄は，序文の紀年は増補版（甲種本）が刊行された時のものであり，初版はもっと以前に編まれたものと推論するが（[西田 1997, p. 284] を参照），増補版以外の版本に残されている序文にも，「乾祐庚戌二十一年」の紀年がある．

(12) これらの書物については，すでに西田龍雄によって解説がなされている．[西田 1997, pp. 119-128] を参照．

のとみられ［中嶋 1988, pp. 443-444］，12 世紀後半以降に金朝へ派遣された朝貢使節は，漢人姓を持つ者が大半を占めるようになる.[13]

漢語しか話せない漢人の役人が増加する，ないしは役人に登用される門戸が広がるとなれば，お互いの言葉を理解できない漢人とタングート人とが意思疎通を図らねばならない場面は自ずと増えることになる.『掌中珠』は官版ではないものと考えられるため，官僚養成機関の語学テキストであったとまでは言い難いが，将来役人を目指すような国内の知識人を対象として刊行された一種の語学入門書のような性格を兼ね備えていたのではなかろうか.

このように，序文に現れている刊行に至った事情や，収録されている用語の特徴，出版時期などを勘案すると，『掌中珠』は 12 世紀後半の西夏で出版され，当時の社会事情を反映した国内向けの実用的な用語集であると考えられる. よって収録されている単語の中でも，物産の名称については，中国伝統の用語集からの孫引きではなく，実際に西夏で眼にすることができたものを選択していたと考えるのが妥当である.

## Ⅱ. 龍眼・荔枝・橘子・甘蔗の流通事情

では，龍眼・荔枝・橘子・甘蔗という，西夏の支配領域である寧夏・甘粛地方では生育・栽培できない植物ないしは果物は，果たしてどのような方法によって西夏で眼にすることが可能となったのであろうか. まず，龍眼・荔枝・橘子・甘蔗が当時どこで生育・栽培されていたのかを，宋の文献で改めて確認しておこう.

西夏とほぼ同時代の宋におけるこれらの生育・栽培地の分析は，すでに斯波義信によってなされている. 斯波によると，荔枝は嶺南・四川などが産地であり，特に福建が主産地であったという. また橘子は福建・浙江・広南・江西・荊湘・

(13) 『金史』巻 60 ～ 62・交聘表には，西夏から金朝へ派遣された使節の正使・副使の姓名と官称号が記されている［中華書局標点本, pp. 1391-1487］. これについては別稿を準備中である.

四川，甘蔗も浙江・福建・広南・江西・四川が産地であったとされ，[14] 華南を中心とする温暖湿潤な地域で栽培されるものと考えられる．明代に李時珍によって著された本草書『本草綱目』では，宋代の本草書を引いて，

> 荔枝は嶺南（広東・広西）及び巴中（四川東部）より生じ，今は閩（福建）の泉・福・漳州・興化軍，蜀（四川）の嘉・蜀・渝・涪州，及び二広（広東・広西）の州郡には皆ある．その品質は閩のものを第一とし，蜀のものはこれに次ぐ．[15]〔後略〕

とし，龍眼の産地も同じく宋代の書を引いて，

> 今，閩・広・蜀道の荔枝を産出するところでは，皆ある．[16]〔後略〕

とあり，荔枝・龍眼の産地をいずれも四川・福建・広東といった華南を中心とする地域としている．

漢語で「龍眼」「荔枝」「橘子」「甘蔗」と書かれる場合，それは原木そのものを指す場合と，その木に成る実を指す場合の二通りの解釈ができる．宋代には華南を中心とする地域でしか栽培されない四種の作物が西夏国内で自生・栽培されていたと推測することは，寧夏・甘粛地方の気候条件からしてかなり無理がある．西夏国内で眼にし得るとすれば，原木そのものではなく，木に成る実であると考えるのが自然である．

---

(14) ［斯波 1968, pp. 203-219］を参照．

(15) 『本草綱目』巻 31・果部 3・荔枝：「〔前略〕頌曰，荔枝生嶺南及巴中，今閩之泉・福・漳州・興化軍，蜀之嘉・蜀・渝・涪州，及二広州郡皆有之．其品以閩中為第一，蜀州次之．〔後略〕」［上海商務印書館本, p. 1a］．「頌」は，宋・蘇頌撰『図経本草』．［木村 1970, p. 6］によると，『図経本草』は 1058 年成立．現在は失われている．

(16) 『本草綱目』巻 31・果部 3・龍眼：「〔前略〕頌曰，今閩・広・蜀道出荔枝処皆有之」［上海商務印書館本, p. 1b］．

このことは，西夏語の表記を分析することによっても証明できる．『掌中珠』では「荔枝」「橘子」「甘蔗」という漢語に対応する西夏語はそれぞれ，

茶 [illegible] 繡 [illegible] 蔗 [illegible]

と表記されている．それぞれ二文字目に [illegible] [『夏漢』p. 462, No. 2436, 推定音 1ma:'][17] という字が共通して現れていることがわかる．[illegible] は，『掌中珠』では漢語「菓木」「菓子」「梨」「檎」「柰枝」「李子」「柿子」「桃」に対応する西夏語の二文字目にも現れている．西夏語の韻書兼字書である『文海』には文字の構成要素を解説する箇所がある．その解説によると，[illegible] は「熟する」という意味の [illegible] [『夏漢』p. 125, No. 0632, 推定音 1wi] の一部と，「至る」という意味の [illegible] [『夏漢』p. 505, No. 2679, 推定音 2nI:] の一部が組み合わされてできた文字であると解説したうえで，字義を，

> 草木穀物が熟して時期に至ったならば，則ち故に実を結ぶもののことである．

と説明する[史・白・黄 1983, pp. 189, 439, 585, No. 30-222]．つまり，[illegible] はあくまで「熟し至ったもの」，すなわち「果実」を意味する文字ということになる．よって，『掌中珠』の漢語部分の荔枝・橘子・甘蔗に対応する西夏語 茶 [illegible] 繡 [illegible] 蔗 [illegible] はそれぞれ，「荔枝の木の実」「橘子の木の実」「甘蔗の木の実」を表現していることが判明する．龍眼の西夏語表記については後述するが，

---

(17) 本稿における西夏語の推定音の表記は [荒川 1997; 荒川 1999] に基づく．

これも果実を指しているのであろう[18]．『掌中珠』に収録されている単語は実際に西夏で見られるものを中心に収録したものであるのだから，荔枝・橘子・甘蔗は果実の状態で西夏に流入していたことが考えられる．

しかし，今日とは比較にならない水準の輸送手段によって，華南からはるか西夏までの道のりを長い日数をかけて果物を運び入れることがはたして可能であったのか，という疑問がまだ残る．この疑問を解決する史料が宋代の文献に残されている．『掌中珠』が出版された時代よりはやや遡るが，北宋時代の『荔枝譜』という書物に，荔枝の実の輸送法が記されている．『荔枝譜』を著した蔡襄は，11 世紀中葉の北宋時代の科挙官僚である．『荔枝譜』第一で，

> 予(わ)れ莆陽に家し，再び泉・福二郡に臨む[19]，〔後略〕

と自身が述べるように，彼は福建の莆陽の出身であり，進士及第後は泉州や福州の知事を歴任した．この『荔枝譜』第三では，地元福建における荔枝の生産と販路について，次のように記述している．

---

(18) 一方，『西夏文雑字』には木の名前を集めた項目があり，荔枝・橘子・甘蔗の名が西夏語でそれぞれ [illegible]・[illegible]・[illegible] と記されている［『俄蔵黒水城』10, p. 46］．『掌中珠』では，荔枝・橘子・甘蔗の西夏語は [illegible]・[illegible]・[illegible] と書かれていたが，それぞれの二文字目が [illegible] から [illegible] という別な文字に置き換わっているのである．共通する [illegible] という字は「樹木」という意味であり［『夏漢』pp. 1053-1054, No. 5814, 推定音 2phu］，原木そのものと木に成る果実とを，西夏語では区別して表記していたことが確認できる．実際には果実，あるいは後述するように，その加工品の状態で流入していたとはいえ，西夏の人々はそれらが植物から採取されることを認識していたということになる．

(19) 『荔枝譜』第一：「予家莆陽，再臨泉・福二郡，〔後略〕」［『蔡襄集』上海古籍出版社, p. 645］．

荔枝の栽培は福州が最も多く，原野に林が広がり，特に洪塘水の西は栽培が盛んなところである．一つの世帯につき万単位で木を所有している．福州の街から山を越えて続き，州城の北では，鬱蒼とした森をつくるほどである．梅雨の時期につぼみが膨らみ，夕日に照らされると赤いつぼみと緑の葉は鮮やかに照らされ，数里にわたって星のように輝く．その光景は，名画では描けず，熟慮したうえで言葉によって表現できる．観賞の見応えはほかに比べるものがないほどである．花をつけた時点で，商人は林の広さを計算して，契約書を作成する．もしそのあとになって収穫が少ないことを商人が知ったら，出来の善し悪しにかかわらずにみな「紅塩」に加工して，水路・陸路を輸送して都（開封）に入れ，外国では北方の夷狄（契丹か）・西夏に渡り，東南の方に新羅（高麗）や日本・琉球（台湾）・大食へ船で運ぶと，みな好んで食するので，大きな利益が返ってくる．そのため商人はますます売り込み，地元の人はどんどん荔枝の木を植えるのである．一年の出荷量は億単位にのぼるのに，地元の人がたくさん食べないのは，林を商人と契約して先に売ってしまうからである．荔枝の品目は多いが，福州の一番の品種は江家緑である．(20)

この記述によれば，北宋中期の福州では荔枝の栽培が大規模に行なわれており，福州の荔枝の実は「紅塩」なるものに加工され，水路・陸路を経由して北宋の都のあった開封へ運ばれ，さらには西夏のほか，海路日本などへも輸出されたという．

---

(20) 『荔枝譜』第三：「福州種植最多，延施原野．洪塘水西，尤其盛処．一家之有，至於万株．城中越山，当州署之北，鬱為林麓．暑雨初霽，晩日照曜，絳囊翠葉，鮮明蔽映，数里之間，焜如星火，非名画之可得，而精思之可述．観覧之勝，無与為比．初著花時，商人計林断之以立券．若後豊寡，商人知之，不計美悪，悉為紅塩去声者，水浮陸転，以入京師，外至北戎・西夏，其東南舟行新羅・日本・琉球・大食之属，莫不愛好，重利以酬之．故商人販益広，而郷人種益多．一歳之出，不知幾千万億，而郷人得飫食者蓋鮮矣，以其断林麓之也．品目至衆，唯“江家緑”為州之第一」[『蔡襄集』上海古籍出版社, pp. 646-647].

その「紅塩」なる加工法について，蔡襄は同じく『荔枝譜』第六で以下のように解説している．

> 紅塩の法は，民間において，塩と梅を混ぜた塩水に仏桑花[21]を浸したもので紅漿を作り，荔枝を投じてこれを漬け，曝して乾かせば，色は紅く，味は甘酸っぱく，三～四年は虫に食われるようなことはなくなる．都(開封)へ献上する時も，商人も皆な便利であるとするが，本来の味は失われている[22]．〔後略〕

この記述によると，「紅塩」とは，荔枝の実を塩と梅を入れた水に仏桑花を浸した赤い色の液体に漬けた後，乾燥させたもので，三・四年は傷むことがないほど保存に堪えうるという．そして「紅塩」に加工された荔枝は，北宋朝廷への献上品にもされているという．

蔡襄が福建の出身であり，かつ福州の知事を務めていたことに鑑みれば，福建とくに福州での荔枝栽培の活況を伝える上記の記述は，信憑性が高いといえる．彼はあくまで科挙官僚であり，実際に荔枝を輸送した商人でもなく，また西夏や日本へ実際に赴いて追跡調査したわけでもないが，『宋史』地理志によると，福州から土貢（朝廷への献上品）として荔枝の名が挙がっており，開封までの輸送に堪え得たことは確かなようである[23]．

北宋時代の開封の賑わいを回想した『東京夢華録』では，開封城内に「小盤をかついで乾菓子を売る」者がおり，彼らが売る「乾菓子」の中に荔枝や龍眼・

---

(21) ［青木 1959］は仏桑花をムクゲの花と説明する．

(22) 『荔枝譜』第六：「紅塩去声 之法，民間以塩梅滷浸仏桑花為紅漿，投荔枝漬之，曝乾，色紅，味甘酸，可三四年不蟲去声．修貢与商人皆便之，然絶無正味．〔後略〕」［『蔡襄集』上海古籍出版社, p. 648］．

(23) 『宋史』巻 89・地理志 5・福建路・福州の条には，「荔枝・鹿角菜・紫菜を貢ず．元豊（北宋の年号．1078～1085 年）は紅花蕉布を貢ず」とある［中華書局標点本, p. 2207］．

金橘・甘蔗が含まれていたことを伝えている[24]．つまり，開封では乾燥した状態で販売されていたのである．

以上の記述から，北宋時代において華南産の果物を乾燥させたり酢漬けにしたりすることによって，開封まで長距離にわたり輸送できたことは明らかである．紅塩なる加工法で荔枝が西夏まで運ばれていたとする蔡襄の記述も決して無理なことではないのである[25]．

ところで，外来産物である龍眼・荔枝・橘子・甘蔗は，西夏文字ではどのように表記され，西夏語でどう発音されるのであろうか．西夏文字がつくられた時期については諸説あるが，11 世紀前半の李元昊時代であるとされている．現在約六千字の存在が確認されている西夏文字は，前掲の 𗍫 の字のごとく，別々の意味を持ついくつかの文字要素を組み合わてつくるものや，漢字の形声文字のように意符と音符を組み合わせたもの，さらに漢語をはじめとする外来語を音写表記するために用いられる文字などが存在する．ならば，西夏文字の文字要素を分析することによって，本稿で考察の対象としているこれらの果物・植物の名が漢語を音写し，それに近い音の西夏文字を当てただけなのか，あるいは西夏の人々が果物・植物の具体的な形状を知っていた（現物を見ていた）うえで文字を創製したのかを知ることができるのではないか．

---

(24) 『東京夢華録』巻 2・飲食果子の条：「〔前略〕又有托小盤売乾菓子，乃旋炒銀杏・栗子・河北鵞梨・梨条・梨乾・梨肉・膠棗・棗圈・梨圈・桃圈・核桃肉・牙棗・海紅・嘉慶子・林檎旋・烏李・李子旋・桜桃煎・西京雨梨・夫梨・甘棠梨・鳳栖梨・鎮府濁梨・河陰石榴・河陽査子・査条・沙苑榲桲・回馬葡萄・西川乳糖獅子・糖霜蜂児・橄欖・温柑・綿椹・金橘・龍眼・荔枝・召白藕・甘蔗・漉梨・林檎乾・枝頭乾・芭蕉乾・人面子・巴覧子・榛子・榧子・蝦具之類，〔後略〕」［入矢・梅原 1983 所収・静嘉堂文庫所蔵影印本, p. 384］.

(25) 前掲の『荔枝譜』では，福州の荔枝が日本へも輸出されていたとあった．では，日本への流入は確認できるか．山内晋次によると，『荔枝譜』が著されたのと同時代に荔枝が日本に入っていたことを証明する日本側の記述や出土資料は，現在のところ発見されていないという．1323 年に寧波から博多に向かっていた貿易船と推定される韓国新安沖の沈没船から荔枝の種が発見されており，これが中国産荔枝が日本へ輸出されたことを示す物証になるという．［山内 2002, pp. 285-286］を参照．

そこで，『掌中珠』に記載されている四つの果物を西夏文字でどう表記しているのかを検討してみる．

## （1）龍眼

「龍眼」の対応する西夏語は，『掌中珠』では [illegible] [illegible] の二字で表現されている．一文字目 [illegible] [『夏漢』p. 778, No. 4234, 推定音 1wi] について『文海』は，

黒い色の龍木樹の名前である．

と説明する [史・白・黄 1983, pp. 155, 411, 568, No. 13-213]．この文字の上部，つまり漢字でいえば冠にあたる [illegible] の部分は，漢字の「きへん」に相当する部首である．冠部分が [illegible] という部首であれば，想像上の動物「龍」を表す文字 [illegible] [『夏漢』p. 16, No. 0083, 推定音 1wi] となり，恐らく [illegible] はこの字から派生したのであろう．

つづく二文字目 [illegible] [『夏漢』p. 853, No. 4684, 推定音 1me] は「眼，目」を意味する．したがって，漢語「龍眼」に対応する西夏語は漢語と同じように「龍の眼」という意味を持つのであって，音写ではない．漢語を一字ずつ意訳したか，あるいはきれいな球状の形をした，龍眼の果実の形状的特徴から表現されたのであろう．

## （2）荔枝

二文字目の [illegible] についてはすでに述べたとおりである．一文字目の [illegible] [『夏漢』p. 807, No. 4426, 推定音 1tsyIr] を，『文海』は「木の名前」と説明している．そしてその文字構成を，漢字の「きへん」に相当する冠 [illegible] の下に，「第五」という意味の字 [illegible] [『夏漢』p. 917, No. 5053, 推定音 1tsyIr] を組み合わせたものと説明する [史・白・黄 1983, pp. 309-310, 529, 645-646, No. 91-272]．だが荔枝と「第五」が意味的にどのように結びつくのかはよくわからない．[illegible] と [illegible] はともに 1tsyIr の同じ推定音であることから，[illegible] の下の部分は音符にあたり，漢字の形声文字にあたる文字構成を持つことが考えられる．

## (3) 橘子

一文字目 [『夏漢』p. 609, No. 3263, 推定音 2kI:] の発音の仕方について，『掌中珠』は一番近い漢語の発音として「吃」を充てている．漢語中古音では，「吃」[Karlgren 1957, No. 517g, 推定音 *kiət*] と「橘」[Karlgren 1957, No. 507g, 推定音 *kiuĕt*] の発音は近似しており，が漢語「橘」の音写である可能性は高い．『文海』では文字を説明する箇所が欠落しているため，この文字の字義は正確にはわからないが，管見の限りはあくまで「橘子」を表現する場合のみに用いられ，それ以外の意味で用いられることはない．

は と と の三つの文字要素に分解される．右下部の は「小さい」という意味であるが，発音は 1tsI [『夏漢』p. 1054, No. 5815] であり，韻母の -I の音を表現していると解釈することもできる．また，[『夏漢』p. 591, No. 3154, 推定音 1kwI:] は，字形・声母・韻母ともに当該文字に近く，派生関係にある可能性が高い．

ところで右上部の は石に関連する事柄を，左半分の は人に関する事柄を表す文字要素とされており[26]，「小さい」という意味の の文字要素を加えることによって，あるいは橘子の実の形状を表現しているのかもしれない．

## (4) 甘蔗

一文字目 [『夏漢』p. 767, No. 4157, 推定音 2zIr] の字義は，『文海』の説明が欠落しておりわからない．文字成分は，上部は漢字の「きへん」に相当する部首を冠とし，下部は「露」という意味の文字 [『夏漢』p. 840, No. 4607] で構成されている．推定音は と同じ 2zIr である．西夏語と系統が近いとされるロロ語や木雅語の「甘蔗」の発音にも近いことから [『蔵緬語音』p. 567]，の下部は発音を表す音符であり，漢字の形声文字に相当する文字構成を持つものと考えることはできる．

(26) [西田 1966, pp. 242, 244] を参照．

しかしながら，蔗と同じ 2zIr の発音を持つ文字はほかにも四字ある[27]．「露」という意味の文字を構成要素に含めているのには，音符以外の別の理由はないのだろうか．

甘蔗は竹状の原木(茎部)そのものを食するのは難しい．宋では茎部から抽出される汁を吸い出して飲む方法や，汁を精製して飴状の砂糖(糖)・ザラメ状の氷砂糖（糖霜）・粉状の砂糖（沙糖）を造る方法が知られていた[28]．『東京夢華録』に乾菓子として挙げられていた甘蔗も，西夏へ運ばれた甘蔗もいずれかの状態で売られていたであろう．「露」は「白露」や「甘露」のように白いものや甘いものを連想させる．西夏文字の「甘蔗」の表記の一部に「露」を表す文字を採用しているのは，甘蔗を実際に食用に供する状態を意識した可能性もある．

このように，果物の名前を西夏語の発音や西夏文字の構成要素から分析すると，漢語の発音の影響を受けて，新たに漢字の形声文字に相当するような形で文字が創製された例が多い一方，食用に供する際の形状的な特徴を意識して創製された会意文字に近い可能性がある文字も見受けられる．共通しているのは，漢語をただ音写してその音に近い西夏文字を当て字として使った例は見当たらず，漢字の形声文字の要領で，同じ発音あるいは同じ意味を持つ文字に，漢字の「きへん」に相当する部首を付加し，独立した文字を創製している点である．西夏文字には漢語などの外来語を音写する際に使用される文字が別に創製されており，人名や地名などはそうした音写用の文字が使用される．にもかかわらず，外来の物産たる果物や植物に対して，あえて別個の文字を作り出していることは，西夏においてこうした物産への関心が高い，あるいは使用頻度が高かったことを示している．

---

(27) ［荒川 1997, p. 85］によると，同じ発音の文字はほかに 𗼇［『夏漢』p. 832, No. 4562, 漢語「徐」などの音写に使われる］，𗼇［『夏漢』p. 992, No. 5483, 漢語「続」からの借用語］，𗼇［『夏漢』p. 658, No. 3539, 漢語「徐」などの音写に使われる］，𗼇［『夏漢』p. 992, No. 3754, 漢語「叙」などの音写に使われる］がある．

(28) ［加藤 1920; 斯波 1968, pp. 215-219; Daniels 1996, pp. 55-61］を参照．

## Ⅲ．西夏国内での利用法――『漢文雑字』からの検討――

さて，西夏に乾燥・加工品として入ったとみられる龍眼・荔枝・橘子・甘蔗はどのように利用されたのであろうか．その手がかりは，カラホト出土ロシア蔵 Дx. 2822 通称『漢文雑字』にある．

Дx. 2822 は，完全な形では残っておらず，正式な書名は不明である．漢語の単語だけが分野別に並べられた写本であり，西夏研究者の間では，一般に『漢文雑字』と呼ばれている．撰者も編纂された年代も明記されていない．成立年代については 12 世紀後半以降との推測が既に出されているが，その根拠は明らかにされていない[29]．そこでまず『漢文雑字』の成立年代の特定を試みたい．

本書は当初，文書の整理番号からもわかるように，敦煌文書として整理されてきた．そのため，写真版ははじめ『俄蔵敦煌文献』シリーズに『蒙学字書』なる名を付けられて収録され[『俄蔵敦煌』10, pp. 58-67]，後に『雑字』の名で『俄蔵黒水城文献』に再度掲載された[『俄蔵黒水城』6, pp. 137-146]．もし本書が敦煌文献であるならば，西夏時代ではなく，もっと以前に書かれたことになる．

だが筆者は，本書が敦煌文書として扱われているのはロシア側の整理の誤りによるものであり，もともとはカラホト出土の西夏時代に成立した書物であると確信する．その根拠となるのは，本書中に現れる単語の内容である．

例えば，本書には「番姓名第二」というタイトルのついた単語群が存在する．西夏では，タングートのことを漢語で「番」と表現した．『番漢合時掌中珠』の「番」もタングートを意味する．したがって節タイトルの「番姓名」は「タングート人の姓の名称」という意味で解釈することができる．この節に収録されている単語群の筆頭は「嵬名」である．「嵬名」とは，西夏皇帝を代々輩出した部族の姓である[30]．

---

(29) 既に史金波は，「官位部第十七」や「司分部第十八」，地名を列挙した「地分部第十九」に収録されている語彙から『漢文雑字』の成立年代を「西夏後期」であろうと指摘しているが[史 1989, p. 169]，根拠となる具体例は示されていない．

(30) 『宋史』巻 485・夏国伝上によると，李元昊は自らの姓名を「嵬名吾祖」に改めたという[中華書局標点本, p. 13993]．西夏側の文献では，西夏の皇族は，9 世紀末に唐朝から賜った李姓ではなく，嵬名姓を名乗っている．

その後に続く単語も，そのいくつかは『金史』交聘表に現れる西夏の朝貢使節の姓に用いられている．とすると，本書は西夏時代に成立したものと考えてよい．

また同書「司分部第十八」には，

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 朝廷 | 中書 | 密院 | 経略 | 中興 | 御史 | 殿前 | 提刑 | 提点 | 皇城 |
| 三司 | 宣徽 | 刀金 | 甌匣 | 工院 | 瞻視 | 化雍 | 治源 | 繡院 | 巡訪 |
| 平准 | 天監 | 教坊 | 恩赦 | 街市 | 市売 | 商税 | 留守 | 資善 | 養賢 |
| 麴務 | 巡検 | 翰林 | 功徳 | 道徳 | 徳録 | 勘同 | 磨勘 | 農田 | 提振 |
| 陳告 | 審刑 | 受納 | 刺史 | 酒務 | 塩場 | 内宿 | 正庁 | 承旨 | 都案 |
| 案頭 | 司吏 | 都監 | 獄家 | 大棒 | 小杖 | 家禁 | 打拷 | 勒抓 | 駆領 |
| 筋縛 | 局分 | 勾当 | 点察 | [『俄蔵黒水城』6, pp. 145-146] | | | | | |

と，官庁名・職名や刑罰に関する用語が並んでいる．このうち下線で示したものは『天盛改旧新定禁令』の条文などで存在が確認できる西夏の官司名や職名である．

冒頭の「朝廷」の直後には，西夏の中央の最高行政機関である中書と軍事の最高機関である枢密(密院)が続く．『天盛改旧新定禁令』には，官司の序列を定めた条文があるが，この二つは最高位の「上等司」に位置づけられている．四つ目の「経略(経略使)」は『天盛改旧新定禁令』では上等司に準ずるランクとして位置づけられている[『天盛』pp. 362-365]．五つ目の「中興」以降「甌匣」までは第二位の「次等司」，「工院(京師工院)」以降はその多くが第三位の「中等司」である．つまり，朝廷に始まって西夏の官司名がおおよそ高位のものから順に並べられていることがわかる．

五つ目に現れる「中興」は「中興府」のことであろう．西夏の都ははじめ興慶府と呼ばれていたらしいが，その後中興府に改称され，都の行政を統轄する官庁も中興府と呼ばれた．[鄧 1989]で説かれているように，西夏の文献では自国の都は中興府と表現される．そして，西夏を滅ぼしたモンゴル帝国はこの地に中興路（のち寧夏府路に改称）を設置している．『金史』巻61・交聘表に

よると，大定十五年(1175)に派遣された使節の正使である訛羅紹甫が「中興尹」の称号を名乗っている[31]．これは中興府の長官のことであろう．『金史』巻60・交聘表では，天徳二年(1150)に派遣された正使の蘇執義が「開封尹」の称号を名乗っている［中華書局標点本, p. 1405］．開封は北宋の都の名前であるが，『宋史』夏国伝には西夏に開封府という官司があったことを伝えている(前掲註8参照)．おそらく都を管轄する役所は当初は隣国北宋の都の名にちなんで開封府と呼ばれ，その長官は漢語では開封尹と呼ばれていたのだろう．少なくとも1150年以後は中興府という都の呼び名が使われていたことになる．

一方，同じリストの中ほどには，「翰林」という名が挙げられている．『宋史』夏国伝によると，西夏では1161年に翰林学士院なる機関が設立されたとある[32]．

このように，収録されている単語の特徴から考えていくと，『漢文雑字』の成立年代は少なくとも1161年以降の西夏時代と特定することができる．この成立年代であるならば，ロシア蔵敦煌文書の編年からは大きく逸脱したものであり，カラホト文書であると考えるのが自然である．

その『漢文雑字』の「菓子部第五」には，梨や石榴などの名に続き，橘子が挙げられている［『俄蔵黒水城』6, pp. 139-140］．

一方，「薬物部第十」［『俄蔵黒水城』6, pp. 141-142］では，東トルキスタン産の硇砂や，沈香・乳香をはじめとする香薬類，さらには芍薬をはじめとする薬草の名前が列挙されているなかで，果物であるはずの龍眼がこの項の筆頭に並べられ，そのすぐ後に荔枝が記載されている．つまり『漢文雑字』の撰者は，龍眼と荔枝を薬物として認識していたのである．

---

(31) 中華書局標点本, p. 1434を参照．なお，『金史』交聘表では，「知中興府事」という職名を帯びた西夏の使節が記録されているが［中華書局標点本, p. 1450］，同じく中興府の長官を指すであろう．『天盛旧改新定禁令』によると，中興府の長官を西夏語では「中興府正」と表現する．［『天盛』pp. 108, 367］を参照．

(32) 『宋史』巻486・夏国伝下に，「(紹興)三十一年(1161)，立翰林学士院，以焦景顔・王僉等為学士，俾修実録」とある［中華書局標点本, p. 14025］．『漢文雑字』のいう「翰林」とは，まさに『宋史』のいう，1161年に創設された「翰林学士院」を指すはずである．

荔枝や龍眼が薬物としての効果があることは，宋では既に知られていた．『本草綱目』所引の宋以前の文献では，荔枝に，

> 渇きを止め，人の顔色をよくする．これを食すれば，煩渇・頭重・心躁・背膊の苦しみを止める．神を通じ，智を益し，気を健やかにする．(33)〔後略〕

といった医学的効能を，龍眼に，

> 五臓の邪気に志を安んじ，まじないをしながら食べれば，蠱毒を除き，三蟲を去らせる．久しく服すれば強魂聡明となり，身は軽くなって老いず，神明にも通ずる．(34)

といった医学的な効用があることを記述している．

## Ⅳ．『掌中珠』の刊行時期における西夏の対外関係

ここまでの考察を通じて，『掌中珠』に現れる龍眼・荔枝・甘蔗・橘子といった果物が，西夏領内で産出するものではなく，遠く華南を中心とする地域から乾燥化など加工した状態で西夏へ運ばれていたこと，そして西夏に入った果物が嗜好品のほか薬物として利用されたとみられることを明らかにしてきた．

本稿で考察の主な対象にしてきた『掌中珠』は，12 世紀末の編纂物である．本書が当時の社会状況に応じて，採録する単語を選定していたとすれば，『荔枝譜』が書かれた 11 世紀と同様，12 世紀末にも華南産の果物が西夏で流通して

---

(33) 『本草綱目』巻 31・果部 3・荔枝：「止渇益人顔色 開宝．食之，止煩渇頭重心躁背膊労悶 李珣．通神益智健気 孟詵〔後略〕」[上海商務印書館本, pp. 1a-1b]．「開宝」は，宋・劉翰奉勅撰『開宝新詳定本草』．「李珣」は，唐・李珣撰『海薬本草』．「孟詵」は唐・孟詵撰『食療本草』．いずれも現在は失われている．

(34) 『本草綱目』巻 31・果部 3・龍眼：「五臓邪気安志，厭食除蠱毒，去三蟲．久服強魂聡明，軽身不老通神明．別録〔後略〕」[上海商務印書館本, p. 2a]．別録は南朝梁・陶弘景撰『名医別録』．現在は失われている．

いたことになる．しかし，12世紀前半以来，中国の政治情勢は大きく変化していた．すなわち金朝の華北進出による遼・北宋の滅亡と，それに続く金朝・南宋という二大勢力の対峙である．『掌中珠』が出版された頃には，中国は淮河・秦嶺をはさんで北は金朝，南は南宋の二つの勢力が対立し，分断された状態が既に50年ほど続いていた．燕雲十六州を除く華北と江南地方を大運河で連絡していた12世紀前半以前の北宋時代とは状況を大きく異にしているのである．龍眼・荔枝・甘蔗・橘子といった果物の産地であった地域は12世紀中葉以降，南宋領に属していた．だが，南宋と西夏とは，その中間に金朝領が楔のように挟まり直接には境を接していない．

では，12世紀前半に中国が二つの政治勢力によって分断されたのちも，南宋領で産する果物は，果たして国境を越えて華北を治める金朝へ，さらには西夏まで流通できる環境にあったのであろうか．そこで本章では，12世紀後半における南宋と金朝，及び西夏と諸外国との関係や貿易の状況を確認しよう．

## (1) 南宋 — 金朝関係

南宋と金朝との関係は，1142年に和議が成立して後，海陵王の南宋遠征を発端とする戦争(1161～1165年)などを除くと，12世紀後半においては平和な状態が続いており，両国は国境付近に榷場(官設貿易場)を設置し，貿易を活発に行なっていた.[35]『金史』食貨志・榷場の条では，金朝が南宋との国境近くの泗州に置いていた榷場が，毎年荔枝・円眼(＝龍眼)・橘子，そして甘蔗から精製される沙糖を金朝朝廷へ献上することになっていた.[36]『金史』の記述内容は，12世紀後半のものと推定される．献上先の金朝の都はその当時中都(現在の北京)に

(35) 宋金貿易については，[加藤 1937; 加藤 1941; 外山 1964, pp. 384-387; 井上 1984]を参照．

(36) 『金史』巻50・食貨志5・榷場の条：「泗州場，大定(1161～89年)間，歳獲五万三千四百六十七貫，承安元年(1196)，増為十万七千八百九十三貫六百五十三文．所須雑物，泗州場歳供進新茶千胯・荔支五百斤・円眼五百斤・金橘六千斤・橄欖五百斤・芭蕉乾三百箇・蘇木千斤・温柑七千箇・橘子八千箇・沙糖三百斤・生薑六百斤・梔子九十称，犀象丹砂之類不与焉」[中華書局標点本, p. 1114]．

あった．したがってこの記事は，南宋産の果物が金朝で需要があったことを証明するだけでなく，遠く中都にまで運ばれていた可能性を示している．

### (2) 西夏 — 南宋関係

11 世紀前半以来，多額の歳賜を獲得し，西夏にとって東側の最大の貿易相手国であった北宋との朝貢関係は，金朝軍の開封攻陥(1126 年)によって断絶した．北宋滅亡後，淮河以南で政権を維持した南宋との関係は，『宋史』夏国伝に，

> (紹興)十年(1140)，〔中略〕三月，胡世将(人名)に詔を発して西夏と入貢について協議させたが，西夏は回答しなかった．[37]

とあるように，西夏の南宋への朝貢使節派遣は実現しておらず，以後西夏使節の南宋への入朝の記録は確認されない．ただ，不定期ではあるが，西夏と南宋との間の密使がこの地域を経由して往来していた．[38] また青海南部から四川北部にかけての山岳地帯に居住していたチベット系民族の帰属は曖昧であった．華南からチベット系民族の居住区を経由して物資の流通も充分に考えられる．

### (3) 西夏 — 金朝関係

遼・北宋と朝貢関係を結んでいた西夏は，金軍が北方から河北・山西地方に進出するに及んで，まず遼との朝貢関係を破棄し，金朝に臣礼をとるようになった(1124 年)．以後モンゴル帝国の侵入が激しくなる 13 世紀初頭に入るまで，西夏は毎年少なくとも二回は朝貢使節を金朝に派遣するようになる．

12 世紀前半における中国情勢の一連の変化をうけて，西夏の東側の隣国は遼・北宋の二国から金朝一国に変わった．西夏と金朝との対外関係はどのよう

---

(37) 『宋史』巻 486・夏国伝下：「十年，〔中略〕三月，詔胡世将与夏人議入貢，夏人不報」[中華書局標点本, p. 14024]．なお，紹興十年の時点では，南宋は陝西地方を支配しており，一時的ではあるが西夏と南宋は境を接していた．

(38) 12 世紀後半における西夏と南宋との通交関係については [佐藤 2004] を参照．

に推移したか.『金史』夏国伝では，12 世紀後半における金朝と西夏との貿易の推移について，次のように記述する.

(大定)十二年(1172)，金朝の世宗皇帝は重臣に「西夏が珠玉を我が方の絹と交換するのは，役に立たないものを必需品と交換しているようなものだ」と言った．そこで，保安・蘭州の榷場をやめた．〔中略〕(大定) 十七年(1177)，〔中略〕これに先だって，尚書が(世宗に)「西夏と陝西の辺境付近の民たちは互いにひそかに国境を越え，財物を奪い合い，よこしまな者たちが榷場で貿易するとかこつけて，国境付近を往来することができるので，辺境で良からぬことが起きる心配があります．使者が領内に入って富商と交易することもまた禁止すべきです」と上奏した．そこで，再び綏徳の榷場をやめ，東勝と環州にだけ榷場を残した．西夏皇帝の李仁孝は上表して，再び以前のように蘭州・保安・綏徳に榷場を置くように求め，また使者が領内に入って互いに必要なものを交易できるように願った．世宗は「保安・蘭州の地には絹織物がないので，綏徳にだけ交易場を設けて品物を流通させるように．朝貢使節が来たときには都亭(都の中都にあった朝貢使節の宿舎)の中に留まって貿易することを許すように」と詔を発した．章宗皇帝(在位 1188 ～ 1208 年)は即位すると「西夏の使節が宿舎で貿易することをしばらくやめさせるように」と詔を発した．明昌二年(1191)に以前のように戻った.(39)

この記述によれば，北宋時代と同様，西夏と金朝の辺民が自由に貿易を行なっている(原文は「盗窃」だが，非合法の貿易を指しているのであろう)こと，国境

(39)『金史』巻 134・外国伝上・西夏：「(大定) 十二年，上謂宰臣曰『夏国以珠玉易我絲帛，是以無用易我有用也』．乃減罷保安・蘭州榷場．〔中略〕十七年，〔中略〕先是，尚書奏『夏国与陝西辺民私相越境，盗窃財畜，姦人託名榷場貿易，得以往来，恐為辺患．使人入境与富商相易，亦可禁止』．於是，復罷綏徳榷場，止存東勝・環州而已．仁孝表請復置蘭州・保安・綏徳榷場如旧，并乞使人入界相易用物．詔曰『保安・蘭州地無絲枲，惟綏徳建関市，以通貨財．使副往来，聴留都亭貿易』．章宗即位，詔曰『夏使館内貿易且已』．明昌二年，復旧」[中華書局標点本, pp. 2870-2871].

付近に榷場が開設され，西域の玉のごとき奢侈品が西夏から輸出され，かわりに絹織物が西夏へ運ばれていることが窺える．その品目は北宋と西夏の榷場貿易・朝貢使節による貿易と同様である．

ただ，上の『金史』の記述によれば，金朝は朝貢使節による貿易活動や，榷場での貿易の停止・再開を繰り返していたという．11 世紀前半まで西夏と直接の貿易関係があった北宋も，同じように榷場を閉鎖したり，朝貢使節そのものを受け入れずに，歳賜の支払いを中止することがしばしばあった．貿易関係の断絶は，いずれも西夏と北宋との間に戦争が勃発した際に，経済封鎖の手段として実施されていた．

これに対し，12 世紀後半における西夏と金朝との間の貿易活動の制限は，戦争などの両国関係の緊張に因るものではなかったらしい．この時期における西夏と金朝との武力衝突は，1160 年代初めの金朝の海陵王による南宋遠征の際などに若干見受けられるが[40]，北宋時代のように大規模かつ長期にわたるものではなく，金朝が西夏に対して貿易の制限を行った時期は，武力衝突が発生した時期とは一致しない．そもそも金朝が断続的に榷場を閉鎖していたとはいえ，その全部をある時期に一斉に閉鎖していたのではない．蘭州・保安・綏徳の榷場が閉鎖されても，環州・東勝にはなおも榷場が開かれていたのである．戦争が起きれば，朝貢を含む貿易チャンネルのすべてを遮断していた北宋とは対照的である．『金史』の記述によれば，金朝の対西夏貿易に対する制限は，国境付近の防衛上の問題というよりは，「保安・蘭州の地には絹織物がない」あるいは「役に立たないものを必需品と交換しているようなものだ」という世宗の発言にもあるように，金朝側の財政・経済的な要因を考慮せねばならない．西夏と金朝との間の貿易は，相手国の金朝側の事情で制約を受けていたとはいえ，西夏の対金朝貿易が様々なチャンネルによって行なわれ続けていたことは疑いない．

---

(40) 12 世紀後半の西夏と金朝との間に，対立する時期があったことについては，[Кычанов 1968, pp. 249-251; 劉・湯 1986; 佐藤 2004] を参照．

## (4) 西夏 — 西域諸国関係，ならびに東西貿易

11世紀の西夏は西域と中国とを結ぶ交通路の要衝を押さえ，中継貿易国としての役割も担っていた．そうした西夏と西域諸国との関係にも12世紀後半になると変化が生じている．北宋・遼の両王朝には高昌(西ウイグル王国)をはじめいくつかの西域諸国が入朝し，様々な物産をもたらした．しかし北宋・遼滅亡後は，西域諸国が金朝に入朝したとする記録はほとんどなくなるばかりか，西域の情報自体が金朝側の文献にはほとんど現れなくなる．

金朝と南宋が抗争を繰り広げていた1130年代に，西夏は陝西北部やかつての青唐吐蕃の根拠地であった湟水流域を支配下に収めることに成功している．かつて湟水流域は，西域諸国が西夏領を南へ迂回して北宋へ入朝する交通路にあたっていた．西夏に対抗せんとする北宋は西域諸国に対して，湟水流域を経由して北宋へ入朝することを指示し，西夏領を経由することを認めなかった．西夏がその湟水流域を支配下に収めたことは，西夏領を南へ迂回するルートまでもが西夏領になったことを意味する．西夏の湟水流域進出が，西域諸国の金朝への入貢の減少と何らかの因果関係があるのだろうか．西夏の勢力拡大が交通を阻害する要因となったのであろうか．

岡崎精郎は前掲『金史』西夏伝の記述を基に，12世紀後半に西夏が于闐(コータン)産と推定される玉を金朝の権場へ売り出していたことを明らかにし，西夏が西域諸国と金朝との間の中継貿易を行なっていたことを論じている[41]．岡崎が挙げた以外にも，金朝が西夏から玉を買い入れていたことを裏付ける史料が存在する．それは次の『金史』完顔璋伝の記述である．

> 完顔璋は「太祖武元皇帝(完顔阿骨打)は天命を受け，太宗皇帝は北宋を平定しました．古来，帝王が生まれるときには，必ず天命を受けたと言うものでありますから，“大金受命之宝”の玉璽を造ることによって，

(41) [岡崎 1972, p. 283]を参照．ただし岡崎は西域諸国の金朝への入貢が減少していたこと，西夏が12世紀後半に湟水流域を支配していたことには言及していない．

(皇帝陛下が天命を受けたことを)世に知らしめるべきであります」と奏上した．世宗皇帝は「おまえの言っていることは我が意を得ている」と言った．そこで使者を西夏に派遣して玉を買わせた．大定十八年(1178)に受命の玉璽が完成し，天地宗廟社稷に報告し，世宗は正殿に出御した．(42)

金朝側は西夏へわざわざ使者を派遣して玉を買い付けているのである．買い付けの目的は玉璽を造るため，とある．玉璽が造られた大定十八年ごろといえば，ちょうど金朝が西夏向けの榷場の一部を閉鎖し，西夏の朝貢使節が金朝領内で貿易活動を行うことを禁じていた時期に当たる．にもかかわらず，金朝は自身の権威付けに威信財が必要になると，西夏との貿易に頼らざるを得なかったのである．

このほか[李龍範 1967]は，金朝時代に編まれた医学書の中に，西域の産物を材料にしている薬物が多く存在することから，西域の産物がウイグル商人の手によって金朝にもたらされていたと論じている．西夏の法令集『天盛改旧新定禁令』では，大食(大石と音通．西遼の可能性あり)・西州国(西州はトゥルファンのこと．西ウイグル王国を指す)からの使節や商人を優遇視しており，西夏が西域方面との貿易を重視していることがうかがえる．(43) このように，西夏が湟水流域を支配して後，西域諸国の入朝がほとんど無くなるにもかかわらず，西域の物産が金朝にも流れていた事実は，シルクロード東西貿易が西夏を中継して機能していたことを示すものであり，中継貿易国としての西夏の地位が12世紀前半以前よりも高まっていたと考えるべきである．西域諸国の金朝への入貢がほとんど無くなるという事実は，ただちに東西貿易の衰退を表すわけではない．

---

(42) 『金史』巻65・斡者伝・完顔璋の条：「璋奏曰『太祖武元皇帝受天明命，太宗皇帝奄定宋土．自古帝王之興，必称受命，当製"大金受命之宝"，以明示万世』．上曰『卿言正合朕意』．乃遣使夏国市玉．十八年，受命宝成，奏告天地宗廟社稷，上御正殿」[中華書局標点本, p. 1552]．

(43) 西夏の法令集『天盛改旧新定禁令』では，大食・西州国の使者・商人が禁制品を密輸出した場合に罰則が軽減されているほか，一定の条件で禁制品とされている武器や穀物等の国外持ち出しを認めている．[佐藤 2003, pp. 221-223, 232]を参照．

12世紀前半の中国で巻き起こった政治情勢の変化にもかかわらず，南宋—金朝間のほか，西夏と周辺の諸外国との貿易は依然として行なわれていた．宋朝の南渡で華南産の物産が西夏へ入ってこなくなっていたのなら，南渡から半世紀も経過している時期に編纂され，収録語彙を厳選し，国内の事情を反映した用語集である『掌中珠』にこうした物産の名が掲載されることはなかったであろう．『掌中珠』に龍眼・荔枝・橘子・甘蔗が果物の名前として収録されているという事実は，南宋から金朝を経由して，あるいは四川西部の山岳地帯を経由して西夏へも商品が流通していたことを示すのであり，西夏と諸外国との貿易を物語る史料となり得るのである．

## おわりに

本稿では，西夏の用語集『掌中珠』に華南を中心とする地域で産出する果物の名前が収録されていることに注目し，『掌中珠』の編纂された12世紀後半における西夏の諸外国との貿易史を考察した．考察にあたっては，『掌中珠』が編纂当時の西夏国内の実情を反映して収録語彙を厳選した実用的な書物であり，同書に収録されている産物は編纂当時に西夏で実際に眼にすることができたものと論じたうえで，中国が南北二つの政権によって分断されていた時代にあっても，南宋領で産出する果物が加工された形で，西夏まで流通していたことを論じた．

『掌中珠』が編纂された12世紀後半の西夏は文化面で全盛期を謳歌する時代とされている[中嶋 1988, pp. 413-417]．その一方で，西夏と金朝との貿易関係は，農耕地帯と遊牧狩猟地帯の双方を支配下に持っていた金朝にとって，西夏の主要な産品である畜類・畜産品には関心がなく，西夏—北宋間の貿易の水準には及ばないと指摘している説もあるが，(44) 果たしてその通りなのだろうか．対金朝貿易でも西夏の輸出品には依然として馬が含まれている．(45) 金朝にとって西方の貿易相

(44) [杜 2002, pp. 270-272] を参照．

(45) 『金史』巻61・交聘表中・大定三年の条には，「七月甲寅，詔して馬を夏国より市わしむ（七月甲寅，詔市馬於夏国）」[中華書局標点本, p. 1419] とある．

手国は西夏しかなかった．玉などの西域産の奢侈品は西夏との貿易で確保する必要があり，金朝が西夏との貿易に関心が無かったわけでは決してない．

12 世紀前半まで西夏の隣国であった北宋では，対西夏政策が一代を通じての重大な懸案であり，北宋官僚の言説も西夏との戦争や辺防・貿易政策などに関するものが非常に多い．これに対して金朝では，文献そのものが少ないうえに，西夏と概ね友好的な関係を保っていたことや，南の南宋や北のモンゴル高原の遊牧民の活動も看過できなかったからか，対西夏関係の言説はもともと少ない．史料の絶対量の差，対西夏政策への関心の度合いに鑑みれば，西夏 — 金朝関係の記述が相対的に少ないことは当然のことであって，情報量の多寡を以て貿易の盛衰を論じるのは早計であろう．

カラホト出土文献を通覧すると，12 世紀後半には，本稿で扱った用語集のほか，チベット語や漢語から西夏語に訳されたと考えられる仏典，『類林』や『六韜』などの漢籍の西夏語訳，司馬光など宋人の文章などを抜粋して西夏語に訳した官箴書『徳行集』[46]などが多数刊行されている．この時代に様々な漢籍が西夏語に翻訳されたという事実は，西夏の支配者集団ないしは知識人が儒教思想をはじめとする漢文化に高い関心を持ち，それらを旺盛に受容しようとしていたことを物語っている．漢文化への関心が高まっていたのだとすれば，書物だけでなく本稿で挙げた華南産の果物など，隣国の金朝・南宋の様々な文物にも関心を持ち，それらを貿易などの手段によって盛んに受容しようとしていたはずである．

無論，西夏は漢文化だけでなく，チベット・西域など諸外国の文化をも積極的に吸収していたのであり，そのことは美術史・仏教史の観点からこれまでにも指摘されている．諸外国の文化吸収は書物や思想の受容だけではなく，貿易によって諸外国からもたらされる様々な物産の存在によっても支えられていたことを看過してはならないだろう．

---

(46) 『徳行集』に引用されている文章の出典の研究については［聶 2002］を参照．

## 略号

『夏漢』＝李範文『夏漢字典』北京, 中国社会科学出版社, 1997.

『俄蔵黒水城』＝俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社（編）『俄蔵黒水城文献』1-11+, 上海, 上海古籍出版社, 1996-2000+.

『俄蔵敦煌』＝俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社（編）『俄蔵敦煌文献』1-17, 上海, 上海古籍出版社, 1992-2001.

『刊本写本目録』＝ Горбачева, З.И., Кычанов, Е.И. *Тангутские рукописи и ксилографи*, Москва, 1963.

「宏仏塔」＝寧夏回族自治区文物管理委員会辦公室・賀蘭県文化局「寧夏賀蘭県宏仏塔清理簡報」『文物』1991-8, pp. 1-13, 26, 1991.

『蔵緬語音』＝蔵緬語語音和詞匯編写組『蔵緬語語音和詞匯』北京, 中国社会科学出版社, 1991.

『天盛』＝史金波・聶鴻音・白濱『天盛改旧新定律令』北京, 科学出版社, 2000.

『北区』＝彭金章・王建軍・敦煌研究院（編）『敦煌莫高窟北区石窟』1-3, 北京, 文物出版社, 2000-2003.

## 参考文献（ABC 順）


青木　正児

1959「荔枝」『中華名物考』京都, 春秋社, pp. 197-201.

荒川　慎太郎

1997「西夏語通韻字典」『言語学研究』16, pp. 1-151.

1999「夏蔵対音資料からみた西夏語の声調」『言語学研究』17/18, pp. 27-44.

Daniels, C.

1996 "Agro-industries: Sugarcane Technology." Needham, J. (ed.), *Science and Civilisation in China*, vol. 6, part 3, Cambridge, pp. 1-539.

鄧　如萍

1989「興慶府和中興府及有関問題的考証」白濱・史金波・盧勲・高文徳（編）『中国民族史研究（二）』北京, 中央民族学院出版社, pp. 156-166.

杜　建録

2002『西夏経済史』北京, 中国社会科学出版社.

井上　孝範

1984「宋金榷場貿易についての一考察 —— 盱眙榷場における榷場の法と商人貿易 ——」『九州共立大学紀要』18-3, pp. 29-49.

入矢　義高・梅原　郁（訳註）・孟元老（撰）

1983『東京夢華録——宋代の都市と生活——』東京, 岩波書店.

Karlgren, B.

1957 *Grammata Serica Recensa*, Stockholm. [Rpt: Taipei, 1996]

加藤　繁

1920「支那に於ける甘蔗及び砂糖の起源に就いて」『東亜経済研究』4-3. [再録：加藤 1952, pp. 676-687]

1937「宋と金国との貿易に就いて」『史学雑誌』48-1. [再録：加藤 1952, pp. 247-283]

1941「宋金貿易に於ける茶銭及び絹について」『東亜経済論叢』1-1. [再録：加藤 1952, pp. 284-304]

1952『支那経済史考証』下, 東京, 東洋文庫.

木村　康一

1970「本草文献解説」木村康一・吉崎正雄（編）『経史証類大観本草・復刻版』東京, 広川書店, pp. 5-24.

Кычанов, Е. И.

1968 *Очерк истории тангутского государства*, Москва.

李　範文

1994『宋代西北方音——《番漢合時掌中珠》対音研究——』北京, 中国社会科学出版社.

李　範文・中嶋　幹起（編著）

1997『電脳処理西夏文雑字研究』東京, 不二出版.

李　龍範

1967「回鶻商賈 와 金代 의 女真」『東洋史学研究』2, pp. 1-23.

李　蔚

1989『西夏史研究』銀川, 寧夏人民出版社.

劉　建麗・湯　開建

1986「金夏関係述評」『西北師院学報』1986-2, pp. 89-96.

中嶋　敏

1936「西夏に於ける政局の推移と文化」『東方学報（東京）』6. [再録：中嶋 1988, pp. 399-423]

1980「李元昊と野利兄弟——西夏の君主権について——」『池田末利博士古稀記念東洋学論集』広島, 池田末利博士古稀記念事業会. [再録：中嶋 1988, pp. 433-445]

1988『東洋史学論集——宋代史研究とその周辺——』東京, 汲古書院.

聶　鴻音

2002『西夏文徳行集研究』蘭州, 甘粛文化出版社.

西田　龍雄

1964『西夏語の研究——西夏語の再構成と西夏文字の解読——』I, 東京, 座右宝刊行会.

1966『西夏語の研究——西夏語の再構成と西夏文字の解読——』II, 東京, 座右宝刊行会.

1986「西夏語『月月楽詩』の研究」『京都大学文学部研究紀要』25. [再録：西田 1997, pp. 112-205]

1997『西夏王国の言語と文化』東京, 岩波書店.

岡崎　精郎
1960「タングート・ウィグル交渉過程の研究——西夏建国史研究の一節として——」『第五回日本西蔵学会紀要』[再録：岡崎 1972, pp. 255-289]
1972『タングート古代史研究』京都, 東洋史研究会.
佐藤　貴保
2003「西夏法典貿易関連条文訳註」森安孝夫（責任編集）『シルクロードと世界史』大阪, 大阪大学大学院文学研究科, pp. 197-255.
2004「十二世紀後半における西夏と南宋の通交」『待兼山論叢（史学編）』39, pp.1-24.
2006「ロシア蔵カラホト出土西夏文『大方広仏華厳経』経帙文書の研究——西夏権場使関連漢文文書群を中心に——」荒川正晴（研究代表）『東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査』平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書, pp. 61-76.
史　金波
1989「西夏漢文本『雑字』初探」白濱・史金波・盧勲・高文徳（編）『中国民族史研究（二）』北京, 中央民族学院出版社, pp. 167-185.
2000「敦煌莫高窟北区出土西夏文文献初探」『敦煌研究』2000-3, pp. 1-16.
史　金波・白　濱・黄　振華（訳註）
1983『文海研究』北京, 中国社会科学出版社.
史　金波・雅森吾守爾
2000『中国活字印刷術的発明和早期伝播——西夏和回鶻活字印刷術研究——』北京, 社会科学文献出版社.
斯波　義信
1968『宋代商業史研究』東京, 風間書房.
外山　軍治
1964『金朝史研究』京都, 東洋史研究会.
山内　晋次
2002「日宋貿易の展開」加藤友康（編）『日本の時代史 6 摂関政治と王朝文化』東京, 吉川弘文館, pp. 261-295.
楊　蕤
2002「西夏外来商品小考」『寧夏社会科学』2002-6, pp. 70-73.［再録：『複印報刊資料（宋遼金元史）』2003-1, pp. 58-61］

**Summary:**

## Trade Activities of the Tangut Kingdom during the Second Half of the 12th Century : With Special Reference to Names of Exotic Fruits Encountered in Tangut-Chinese Glossaries

Takayasu SATO

The Tangut-Chinese glossary *Fanhan Heshi Zhangzhongzhu* (番漢合時掌中珠) was printed in Tangut kingdom (Xi-Xia) during the second half of the 12th century. The author Gu-le Mao-cai (骨勒茂才) compiled this glossary for Tanguts and Chinese who lived in Xi-Xia. This was a handy glossary for practical use in Xi-Xia, so he selected only basic terms and phrases. In this glossary, there are names of exotic fruits longan, lichi, orange and sugarcane. These were produced in the southern China. According to the other Tangut glossary, they used these fruits as dessert or medicine in Xi-Xia. Then China had been divided two countries Jin and Southern Song, Xi-Xia and Southern Song did not adjoin each other. These glossaries prove that many products were imported from Southern Song to Xi-Xia, and that Xi-Xia engaged in trade with China eagerly.